

土木鋼構造用塗膜剥離剤技術

技術公募概要

技術公募概要について①

項目	概要
テーマ名	土木鋼構造用塗膜剥離剤技術
公募対象技術	土木鋼構造用塗膜剥離剤技術 【定義：物理的に塗膜を除去する技術ではなく、主に薬剤を用いて塗膜を剥離する技術。】
公募の目的	<p>土木鋼構造用塗膜剥離剤は複数の製品が開発されており、鋼道路橋の塗替え塗装工事において、粉じんや騒音を発生させずに、既存の塗膜を安全に除去することを目的として採用されることが多くなっている。しかし、塗膜剥離剤には製品毎に特徴があり、現場において最も適した製品を選定するためには、性能評価項目及び試験方法を設定した上で、同一条件下での技術比較表を作成する必要がある。</p> <p>そこで、公共工事等における新技術活用システムを利用し、既に実用化段階にある「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」の技術比較表を作成・平成31年3月に公開したところであるが、この度、公開から5年が経過するため、技術比較表更新のために追加技術公募を行うものである。</p>
公募期間	令和6年2月13日～令和6年3月8日

技術公募概要について②

項目	概要
応募技術の条件等	<p>応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 応募資料提出時点において、ア)からウ)いずれかの技術であること。<ol style="list-style-type: none">ア) 新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という。)登録技術であること。イ) 応募資料提出時点でNETIS登録申請中の技術であること。ウ) NETIS掲載期間終了技術(過去にNETISに登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術)であること。2) 応募技術について、選定、室内試験等、技術比較表を作成する過程において、選定、室内試験等、技術比較表の作成に係わる者(国土交通省職員、国土交通省から委嘱または委託を受けた者等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。3) 選定された応募技術について技術比較表を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

技術公募概要について③

項目	概要
現場実証の 実施方法	<p>1) 現場実証の項目と方法 （別表-1）「性能評価項目と試験方法」の各性能評価項目、（別紙-1）「試験方法および試験条件」に記載された試験方法・条件に基づき、応募者は現場実証を実施し、現場実証結果を提出するものとする。 なお、C-2:生分解性、C-3:魚毒性、C-4:火災安全性について所定の試験結果を既に保有している場合は、「2) 既存資料の取り扱い」によることができる。</p> <p>2) 既存資料の取り扱い C-2:生分解性、C-3:魚毒性、C-4:火災安全性について、応募者が（別表-1）「性能評価項目と試験方法」及び（別紙-1）「試験方法および試験条件」による試験結果を既に保有しており、応募時に既存資料を提出すること。 提出資料について、「中国地方整備局新技術活用評価会議」及び「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術専門部会」が審議の上、妥当と認めた場合は試験結果として取り扱うこととし、応募結果の通知時に通知する。</p>
現場実証の 実施時期等	<p>1) 「試験板による試験」は、令和6年11月～令和7年1月頃を予定しているほか、実施場所は、神奈川県藤沢市の公的試験機関試験室を予定している。また、「剥離性能実証試験」は、令和6年11月～令和7年1月頃を予定しているほか、実施場所は、埼玉県草加市の公的試験機関試験室等を予定している。詳細は、別途通知するものとする。</p> <p>2) 立ち会い 国土交通省関係者の立ち会いのもとで現場実証を実施するものとする。なお、関係者には国土交通省から委嘱または委託を受けた者等も含まれる。</p>

技術公募概要について④

項目	概要
費用負担	<p>(1) 応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出、ヒアリング、選定された応募技術の現場実証計画(現地の下見を含む)、現場実証の実施及び結果資料の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。</p> <p>また、現場実証には試験片の調達や仮設、試験・調査も含まれるものとし、「9.現場実証の実施、結果の提出 2)既存資料の取り扱い」にて提出された資料に要する費用についても、応募者の負担とする。</p> <p>(2) 一般財団法人先端建設技術センターに提出された応募資料の審査、国土交通省が所有する資料の収集、現場実証(剥離性能実証試験)場所の提供、国土交通省関係者による現地立ち会い、現場実証等を実施した各技術の技術比較表の作成等に要する費用は、国土交通省の負担とする。</p> <p>(3) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省及び一般財団法人先端建設技術センターは負担しないものとする。</p>